

改正案

現行

(許可の申請)

第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に、一の都道府県の区域内のみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第十七条第一項に規定する者の氏名

四〇八 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第十条 不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項

(許可の申請)

第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に、一の都道府県の区域内のみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 (略)

二 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第十七条第一項に規定する者の氏名及び住所

四〇八 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第十条 不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたときは、二週間以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項

の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければなら
ない。

(信託会社等に関する特例)

第四十六条

1 3 (略)

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登録された事項(第五条第一項第五号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(適用の除外)

第四十六条の二 第十九条から第二十二条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十八条第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

第四十七条

1 3 (略)

の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければなら
ない。

(信託会社等に関する特例)

第四十六条

1 3 (略)

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登録された事項(第五条第一項第五号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、二週間以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(適用の除外)

第四十七条

1 3 (略)